

農村整備課

農地・農業用施設(道路・水路等)が被災した場合に

- 農地・農業用施設が被災し、復旧費用が40万円を超える被害がある場合は、災害復旧事業を活用できます。
- 査定前着工制度を活用することにより、早期復旧が行えます。

農地や農道、水路などの農業用施設が自らの手に負えないほど被災した場合には、必ず市町に一報し、担当職員に相談してください。

(注意) 市町に相談せず被害の写真等がないまま復旧を実施した場合には、補助の対象にならない可能性があります。

復旧事例

1. 農地

《災害復旧の農家負担割合》

- ① 農地
農家負担割合は、復旧費用の5%~10%
- ② 農業用施設(道路・水路等)
農家負担なし



豪雨による河川増水で被災した農地

市町に相談

早期復旧



査定前着工により復旧した農地

2. 水路



土砂が堆積した水路

市町に相談

早期復旧



査定前着工により復旧した水路

【問合せ先】

五島市 農林水産部 農林整備課
 新上五島町 農林課
 五島振興局 農林水産部 農村整備課

TEL 0959(88)9533 (直通)
 TEL 0959(53)1166 (直通)
 TEL 0959(72)1976 (直通)